

リスク管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国子ども会連合会（以下「この法人」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及びこの法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人及び業務委託先（都道府県・指定都市子連）の役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「リスク」とは、この法人の物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指すものとし、「具体的リスク」とは、リスクが具現化した次の事象などを指すものとする。

当会が想定するリスクは以下の通り。

[共済引受リスク]

災害の発生率等が共済掛金の設定時の予測に反して変動することにより、全国子ども会安全共済会（以下、「当会」という）が損失を被るリスク。

[資産運用リスク]

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動等により、保有する資産の価値が変動し当会が損失を被るリスク。

[事務リスク]

当会の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当会が損失を被るリスク。

[システムリスク]

コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等、コンピュータの不正使用等に伴い当会が損失を被るリスク。

[資金繰りリスク]

予期せぬ資金の流出により、資金の確保に支障をきたし、資金繰りがつかなくなるリスク。

第2章 組織及び役職員の責務

(組織)

第4条 リスク管理を推進するためにリスク管理担当理事を置く。

(基本的責務)

第5条 役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款及びこの法人の定める規程など、リスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

(リスクに関する措置)

第6条 リスク管理担当理事は、具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、この法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない。

- 2、リスク管理担当理事は、業務上の意思決定を求めるに当たっては、この法人の会長に対し当該業務において予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。

(具体的リスク発生時の対応)

第7条 リスク管理担当理事は、具体的リスクが発生した場合には、これに伴い生じるこの法人の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。

- 2、リスク管理担当理事は、具体的リスク発生後、速やかにこの法人の会長に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、この法人の会長の指示に従う。
- 3、リスク管理担当理事は、具体的リスクに起因する新たなリスクに備え、前条の措置を講ずる。

(具体的リスクの処理後の報告)

第8条 リスク管理担当理事は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、会長に報告しなければならない。

(苦情などへの対応)

第9条 役職員は、口頭又は文書により会員・取引先・顧客などから苦情・異議などを受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることを認識し、直ちにこの法人の会長に報告し、指示を受ける。

- 2、この法人の会長は、苦情・異議などの重要度を判断し、関係部と協議の上、対応しなければならない。

(対外文書の作成)

第10条 役職員は、対外文書の作成については常にリスク管理を意識し、この法人の会長の指示に従うとともに、その内容が第3条第1項の信用の危機を招くものでないことを確認しなければならない。

(守秘義務)

第11条 役職員は、この規程に基づくこの法人のリスク管理に関する計画・システム・措置などを立案・実施する過程において知り得たこの法人及びその他の関係者に関する秘密については、社内外を問わず漏えいしてはならない。

第3章 緊急事態への対応

(緊急事態の範囲)

第12条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事件によって、この法人及びその事務所、又は役職員等にもたらされた急迫の事態をいう。

- (1) 自然災害
 - 1 地震、風水害などの災害
- (2) 事故
 - 1 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - 2 この法人の公益活動に起因する重大な事故
 - 3 役職員にかかわる重大な人身事故
- (3) インフルエンザ等の感染症
- (4) 犯罪
 - 1 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝等並びに脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃
 - 2 内部者による背任、横領等の不祥事
- (5) この法人の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査
- (6) その他上記に準ずる経営上の緊急事態

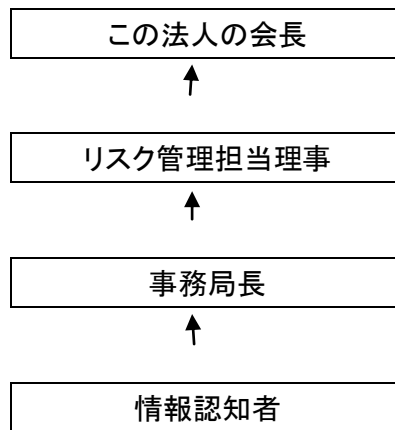
(緊急事態への対応)

第13条 第12条による緊急事態が発生し、この法人をあげた対応が必要である場合は、この法人の会長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(緊急事態の通報)

第14条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに所定の通報先へ通報しなければならない。

- 2、通報は、原則として以下の経路によって行うものとする。



3、通報に当たっては、迅速さを最優先する。従って、前項の経路で直接通報先が不在の場合は、それを超えて次の通報先へ通報することとする。

また、きわめて緊急の場合は、直接通報者のみでなく、その先まで同時に通報するなど、臨機の措置を取ることを要する。

4、正確な情報を待つために通報が遅れるようなことがあってはならない。そのような場合は、情報の正確度を付し、適時中間報告を行うことを要する。

(情報管理)

第15条 緊急事態発生時の通報を受けたリスク管理担当理事は、情報管理上の適切な指示を行う。

2、通報内容の情報管理については、原則として部外秘とする。

(緊急事態対応の基本方針)

第16条 緊急事態発生時においては、当該事態について所管部門にて、次の各号に定める基本方針に従い、対応することとする。

ただし、次条に定める緊急事態対策室が設置される場合は、同室の指示に従い、協力して対応することとする。

(1) 地震、風水害等の自然災害

- 1 人命救助を最優先とする。
- 2 (必要に応じ) 官公署へ連絡する。
- 3 災害対策の強化を図る。

(2) 事故

- 1 爆発、火災、建物倒壊等の重大事故
 - ・ 人命救助と環境破壊防止を最優先とする。
 - ・ (必要に応じ) 官公署へ連絡する。
 - ・ 事故の再発防止を図る。

- 2 この法人の公益活動に起因する重大事故
 - ・ 受益者、関係者の安全を最優先とする。
 - ・ （必要に応じ）官公署へ連絡する。
 - ・ 事故の再発防止を図る。
- 3 役員、従業員にかかわる重大人身事故
 - ・ 人命救助を最優先とする。
 - ・ （必要に応じ）官公署へ連絡する。
 - ・ 事故の再発防止を図る。
- (3) インフルエンザ等の感染症
 - ・ 人命救助と伝染防止を最優先とする。
 - ・ （必要に応じ）官公署へ連絡する。
 - ・ 予防並びに再発防止を図る。
- (4) 犯罪
 - 1 建物爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫などの外部からの不法な攻撃
 - ・ 人命救助を最優先とする。
 - ・ 不当な要求に屈せず、警察と協力して対処する。
 - ・ 再発防止を図る。
 - 2 この法人の法令違反及びその摘発等を前提として官公庁による立入調査
 - ・ 真実を明らかにする。
 - ・ 再発防止を図る。
 - 3 内部者による背任、横領等の不祥事
 - ・ 真実を明らかにする。
 - ・ （必要に応じ）官公署へ連絡する。
 - ・ 再発防止を図る。
- (5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態
 - 1 緊急事態に応じた上記に準じた対応をする。

(緊急事態対策室)

第17条 特定の緊急事態が発生した場合、又はその発生が予想される場合は、緊急事態対策室（以下「対策室」という。）を設置することができる。

(対策室の構成)

第18条 対策室の人事は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 統括責任者 | この法人の会長 |
| (2) 執行責任者 | リスク管理担当理事 |
| (3) 担当者 | 関係役職員 |

(対策室会議の開催)

第19条 対策室会議は、招集時直ちに、出席可能な者の出席により開催する。

(対策室の実施事項)

第20条 対策室の実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集・確認・分析
- (2) 応急処置の決定・指示
- (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定
- (4) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定
- (5) 対外内連絡の内容、時期、方法の決定
- (6) 対策室からの指示、連絡ができないときの代替措置の決定
- (7) 対策実施上の分担等の決定、及び対策実行の指示、並びに実行の確認
- (8) その他、必要事項の決定

(役職員への指示・命令)

第21条 統括責任者は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、各職員に対して一定の行動を指示・命令することができる。

- 2、役職員は、統括責任者から指示・命令が出されたときは、その指示・命令に従って行動しなければならない。

(報道機関への対応)

第22条 緊急事態に関して、報道機関から取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障をきたさない範囲において、取材に応じる。

- 2、報道機関への対応は、リスク管理担当理事の職務とする。
- 3、前項の規定において、リスク管理担当理事は他の理事に職務を委譲することができるものとする。
- 4、取材は、面接取材を原則として、電話取材には応じない。
- 5、リスク担当理事及び職務を委譲された理事以外の役職員は、取材に応じ、又は報道機関に情報を提供してはならない。

(届出)

第23条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確、かつ迅速に所管官公庁に届け出る。

(理事会への報告)

第24条 対策室は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で、次の事項を報告しなければならない。

- (1) 実施内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 実施に要した費用
- (4) 懲罰の有無、及びあった場合はその内容
- (5) 今後の対策方針

(対策室の解散)

第25条 緊急事態が解決し、かつ再発防止策が効力を発揮したときは、対策室を解散する。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、平成24年4月25日から施行する。

この規程は、公益法人への移行に伴い平成25年5月14日改正し、平成25年4月1日より施行する。改正内容は、社団法人を公益社団法人に改正する。